

春日井市国民健康保険 運営協議会資料

平成23年11月24日

1 国民健康保険税課税限度額の改定について

(1) 収支状況

本市の国保会計は、平成8年度以降、歳入不足が続いており、市では毎年度、収入不足の補填を目的とした一般会計からの繰入を行っているが、平成22年度末では、未だ約12億7千万円の歳入不足となっている。

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
歳入歳出差引歳入不足額	18.4億円	28.7億円	23.1億円	16.4億円	12.7億円
一般会計繰入金（不足額補填分）	3.4億円	4.7億円	4.6億円	6.8億円	5.4億円

(2) 平成23年度保険給付費と国保税収納の状況

平成23年度の保険給付費は、平成22年度と同様の増加傾向で推移している一方、保険税収入は、景気の低迷や雇用情勢悪化の影響から伸び悩んでおり、本年度の収支状況も非常に厳しいものになると推測される。

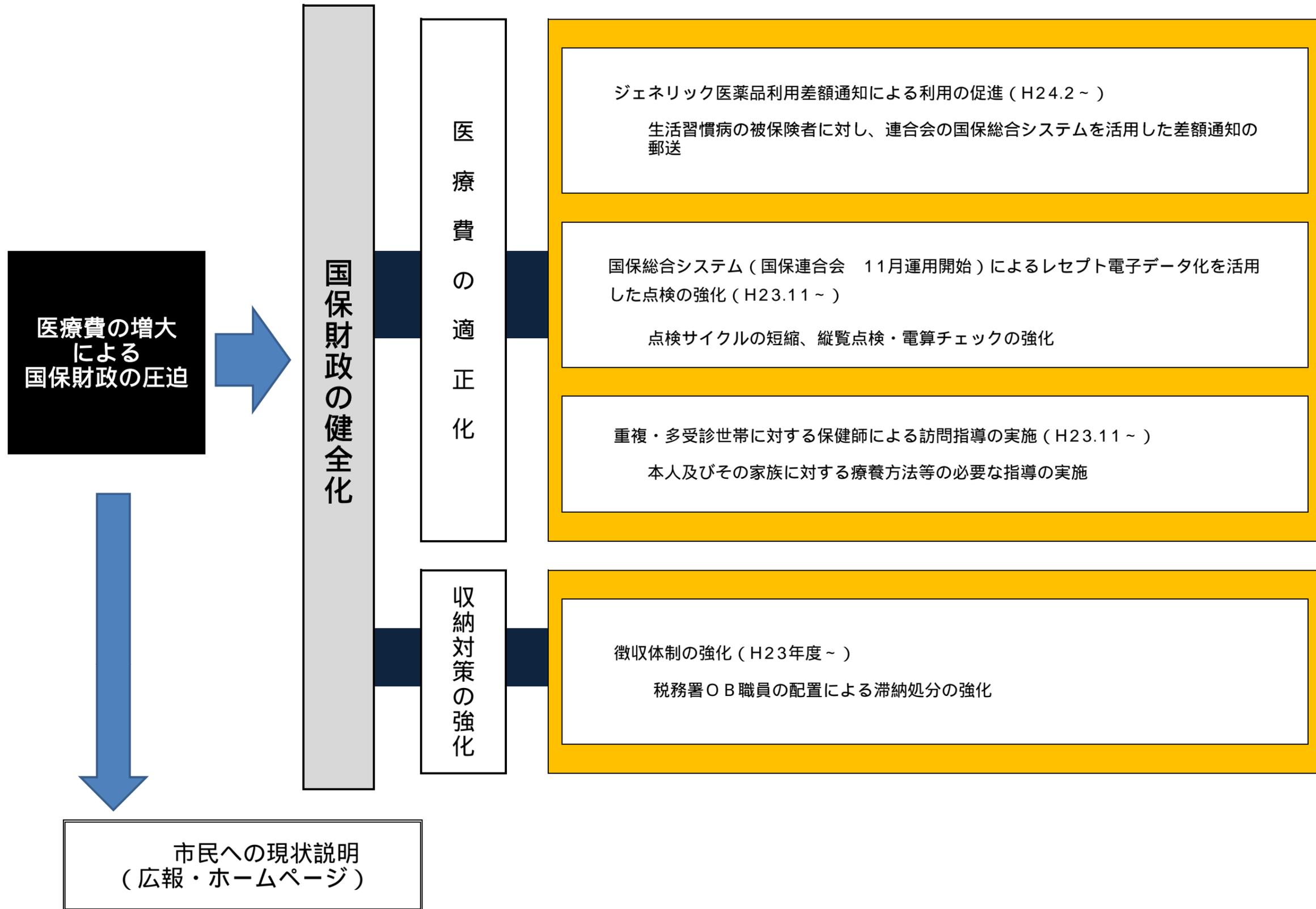
ア 保険給付費の状況

診 療 月	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
			前年度比%	前年度比%	
3月診療	13.7億円	14.2億円	103.9	15.1億円	106.5
4月診療	13.5億円	13.9億円	102.7	14.3億円	103.1
5月診療	12.7億円	13.4億円	105.8	13.7億円	102.0
6月診療	13.6億円	14.2億円	104.3	14.4億円	101.7
7月診療	13.5億円	13.5億円	100.2	14.0億円	103.5
5か月計	67.0億円	69.2億円	103.3	71.5億円	103.4

イ 国保税（現年度分）の状況【各年度10月末現在】

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
			前年度比%	前年度比%	
収納額	44.2億円	41.9億円	94.8	41.2億円	98.4
収納率	50.99%	51.86%	-	51.27%	-

(3) 国保財政の健全化に向けた今後の取り組み



(4) 改定内容

国民健康保険事業については、長年に渡っての収入不足や、現下の厳しい財政状況などから課税額の見直しが必要であり、あわせて財政基盤の安定化の各種取組の実施が重要である。

これらを踏まえ、平成 24 年度においては、医療費の適正化及び保険税収入の向上対策にまずは積極的に取り組むこととして、課税額の見直しについては、地方税法施行令の改正に伴う課税限度額の改定のみを行うこととする。

ア 要旨

国民健康保険税の課税限度額は、平成 23 年度に地方税法施行令が改正され、基礎課税額（医療分）が「50 万円」から「51 万円」へ、後期高齢者支援金等課税額が「13 万円」から「14 万円」へ、介護納付金課税額が「10 万円」から「12 万円」へそれぞれ引き上げられている。

本市においても、高所得者層の負担上限を引き上げることにより、加入者間の負担均衡と低中所得者層の負担軽減を図るとともに、保険税収入を確保するため、地方税法施行令に合わせ、課税限度額を改定するものである。

イ 改定案

区 分	現 行 の 課税限度額	改定案	引上額
基 礎 課 税 額	5 0 万円	5 1 万円	1 万円
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 課 税 額	1 3 万円	1 4 万円	1 万円
介 護 納 付 金 課 税 額	1 0 万円	1 2 万円	2 万円
計	7 3 万円	7 7 万円	4 万円

ウ 改定に伴う保険税の年間増加額

区 分	対象世帯数 (世帯)	対 象 者 の 割 合 (%)	金 額 (千 円)
基 礎 課 税 額	9 8 4	2 . 1 %	1 0 , 0 2 2
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 課 税 額	1 , 5 7 3	3 . 4 %	1 7 , 2 6 4
介 護 納 付 金 課 税 額	3 6 7	1 . 7 %	8 , 3 3 8
計			3 5 , 6 2 4

エ 限度額の推移

(単 位 ; 万 円)

年度	基礎課税額		後期高齢者 支援金等課税額		介護納付金課税額		合 計	
	限度額	法定額	限度額	法定額	限度額	法定額	限度額	法定額
9	49						49	53
10								
11	52	53			7	7	59	60
12								
13								
14								
15								
16	53				8	8	61	61
17								
18								
19								
20	47	47	12	12	9	9	68	68
21								
22								
23	50	51	13	14	10	12	73	77

オ 各市の状況

基礎課税額

課税限度額	平成 21 年度 (47 万円)	平成 22 年度 (50 万円)	平成 23 年度 (51 万円)
51 万円			1 9
50 万円		2 0	1 1
49 万円			1
48 万円		1	
47 万円	2 9	1 2	4
46 万円	4	3	2
45 万円	1	1	
44 万円	1		
42 万円	1		
計	3 6 市	3 7 市	3 7 市

() 内は、法定課税限度額、着色部分は春日井市の課税限度額

後期高齢者支援金等課税額

課税限度額	平成 21 年度 (12 万円)	平成 22 年度 (13 万円)	平成 23 年度 (14 万円)
14 万円			1 9
13 万円		2 1	1 0
12 万円	3 1	1 3	6
11 万円	4	3	2
10 万円	1		
計	3 6 市	3 7 市	3 7 市

介護納付金課税額

課税限度額	平成 21 年度 (10 万円)	平成 22 年度 (10 万円)	平成 23 年度 (12 万円)
12 万円			1 8
10 万円	1 3	2 2	1 2
9 万円	1 7	1 2	5
8 万円	5	3	2
7 万円	1		
計	3 6 市	3 7 市	3 7 市